

東北地方太平洋沖地震への対応について

平成23年3月31日

厚生労働省

(1) 災害救助法

- 災害に際して、国が応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序を保全するとともに、救助経費を一部負担するもの。

(2) 災害救助法の適用

- 宮城県全35市町村、岩手県全34市町村、福島県全59市町村等に災害救助法を適用。
- 岩手県、宮城県、福島県の3県に当面の救助費計301億円を支出決定。

(3) 災害救助法の弾力運用

- 被災地でない都道府県が避難所や応急仮設住宅を設置した場合や旅館やホテルを借り上げた場合でも相当な経費を国庫負担（被災自治体の財政力に応じ5～9割）。

(1) 被災地における医療の現状

- 地震が発生して3週間程度が経過し、求められる医療の内容は災害時の救急医療から慢性疾患対応を中心とするものに変化。

＜宮城県・福島県・岩手県の災害拠点病院の診療体制＞(3月31日11時00分現在)

宮城県 14病院のうち、入院制限なし12病院、外来制限なし11病院

福島県 8病院のうち、入院制限なし 7病院、外来制限なし 7病院

岩手県 11病院のうち、入院制限なし 8病院、外来制限なし 8病院

※岩手県の11病院のうち、1病院は確認中。

(2) 医療保険制度による対応

- 氏名、生年月日等を申し出ることによって被保険者証なしで医療機関を受診することが可能。
- 住宅が全半壊したり、主たる生計維持者が死亡した場合などは、医療機関での窓口負担を免除。

(3) 医療スタッフの派遣

- 日本医師会等の関係団体に対し、被災地への医師等の派遣を依頼。124チーム(575人)が活動中。
- 全国の自治体の保健師等の被災地への派遣を調整。111チーム(371人)が活動中。
- 精神科医、看護師等から構成される「心のケアチーム」の被災地への派遣の調整。22チーム(106人)が活動中。

(4) 入院患者等の福島県外等への搬送

- 屋内退避指示が出ている福島第一原発20～30km圏内の病院・介護施設等の患者・入居者(約1,700人)について、福島県と協力都県間のマッチングを行い、搬送手続を実施。

・ 6病院、約700人の搬送終了。(3月21日)、18施設、約980人の搬送終了。(3月22日)

(1) 感染症予防に係る注意喚起

- 被災者に対して、手洗いの徹底、トイレの衛生管理、発熱者への対応等について留意する旨の注意喚起。
- 被災地での感染症流行防止を含め、健康管理等の留意事項を都道府県に対して、周知を依頼。
- 被災地の社会福祉施設等に対して、インフルエンザ等の感染症対策の徹底を指示。

(2) 感染症予防に必要な医薬品等の確保

- 抗インフルエンザウイルス薬に関し、新型インフルエンザ対策のための都道府県が備蓄している「行政備蓄用タミフル・リレンザ」について、避難所生活をしている被災者のインフルエンザ罹患予防及び治療用として使用できることとした。

※ 岩手県、宮城県、福島県においては、必要数量を管内の保健所に分配済み。

(1) 介護職員等の被災地への派遣

- 全国の都道府県等に対し、被災地の社会福祉施設等への介護職員を依頼。派遣可能人数は8,126人

<派遣状況> 実績:280人 岩手県89人、宮城県98人、福島県93人

(2) 要援護者の被災地からの受入

- 全国の都道府県に対し、被災地の社会福祉施設等の社会福祉施設等への受入れ依頼。

<受入状況> 実績:687人 岩手県113人、宮城県486人、福島県88人

(3) 介護保険制度による対応

- 氏名、生年月日等を申し出ることによって被保険者証なしで介護サービスを利用することが可能。
- 現在、要介護認定を受けていない被保険者も、市町村の判断により介護サービスを受けることが可能。

(1) 児童福祉関係職員等の被災地への派遣

- 全国の都道府県等に対し、被災地の避難所や児童相談所等への児童福祉関係職員(保育士、児童福祉司、児童心理士等)の派遣を依頼。派遣可能人数は396人

<派遣状況> 実績:岩手県17人

(2) 要援護児童の被災地からの受入

- 全国の都道府県等に対し、被災地だけではなく広域的な対応も調整できるよう里親や児童福祉施設等への受入れ依頼。受入可能人数は7,148人

(1) 水道における被害状況

- 8県で少なくとも26万戸の断水被害が生じている状況。これまでに復旧した総数は189万戸。

(2) 応急給水・復旧への対応

- 給水車の派遣要請に対し、全国400の水道事業者において合計520台を確保。現在320台派遣し、応急給水を実施中。

※宮城県189台、岩手県84台、栃木県7台、茨城県3台、福島県35台、千葉県2台(合計320台派遣。)

- 水道施設の復旧作業を迅速に進めるため、作業関係者で構成する東北地方太平洋沖地震水道復旧対策本部を設置。

(主な構成団体・機関)

日本水道協会、全日本水道労働組合、全日本自治団体労働組合、厚生労働省 等

- 日本水道協会工務部及び各都市の技術職員を被災県に担当割りし、断水調査、応急復旧計画の策定等を行う予定。

(1) 医薬品の搬送

- 避難所に対する医療用医薬品の供給については、各県集積地に搬送し、各県の実情に応じ県薬剤師会等の協力により、避難所に搬入。
- 一般用医薬品については、各県集積地に搬送し、生活物資と併せるなどして避難所へ搬入。

(2) 物資の搬送

- 日本生協連は、被災者支援のための緊急支援物資を配送。被災県の各生協に水・食料・毛布等を約602万点を提供。
- いわて生協、宮城生協などは、被災地で炊き出しなど食事提供。
- 各地の生協は、被災地現地での物資搬送等のためのガソリン31kℓ、軽油104kℓ、灯油38kℓをタンクローリーで提供。

(1) 健康相談について

- 放射線に関する健康相談について、都道府県等の保健所に対し、相談窓口を設置するよう依頼するとともに、一般人向けQ&Aを周知。

(2) 医療チームの派遣

- 福島県からの要請を受け、被ばく不安解消のためのスクリーニング対応医師等の派遣。11チーム(40人)が活動中。

(3) 入院患者等の福島県外等への搬送

- 屋内退避指示が出ている20~30km圏内の病院・老健施設等の患者・入居者(約1,700人)について、福島県と協力都県間のマッチングを行い、搬送手続を実施。

・ 6病院、約700人の搬送終了。(3月21日)、18施設、約980人の搬送終了。(3月22日)

(1)被災地における年金保険料の納付期限の延長、免除等

- 厚生年金保険料の納付期限の延長及び猶予を行うとともに、延長期間中の口座振替を停止する旨の通知を发出。
- 国民年金保険料について、申請に基づく災害時の保険料免除が可能である旨の通知を发出。

(2)企業年金の掛金等の納付期限の延長等

- 厚生年金基金や国民年金基金の掛金等の納付の期限延長及び猶予を行う旨の通知を发出。

平成23年3月31日(木)

東北地方太平洋沖地震における緊急の雇用労働対策について

雇用保険（震災被害者への失業手当の特例支給）

- 事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金が支払われない場合、実際に離職していなくても失業手当を受給できる特例を実施（休業）
- 災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業が休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業手当を受給できる特例を実施（離職）
- 交通の途絶や遠隔地への避難などにより住居地を管轄するハローワークに来所できないときは、来所可能なハローワークで失業給付の受給手続きを可能とした。
- 厚労省の地震関連情報のHPで周知しているほか、岩手、宮城、福島等の労働局でも周知

職業紹介

- 就職活動を開始する被災者が増えてくると考えられることから、ハローワークが全国ネットワークを活用し、次のような職業紹介を実施
 - (1) 被災者ニーズの把握 ~ 避難所等におけるアンケート等により就職ニーズを把握
 - (2) 出張相談の実施 ~ ハローワークから避難所等へ出向き、多様な就業形態(※)に関する職業相談、雇用保険の手続きの相談等、労働相談、メンタルヘルス相談等を実施
※ 即時就労可能な求人、社宅付き求人、出稼求人、シルバー人材センター等
 - (3) 広域職業紹介の実施 ~ 全国の求人情報が検索できるシステムによる広域的な職業紹介の実施。職業転換給付金制度(「広域求職活動費(面接旅費)」「移転費(転居費)」の支給)の活用
 - (4) 被災者の雇い入れを行う求人の確保 ~ 全国のハローワークにおいて寮・社宅付き求人を確保
 - (5) 東北の被災者のため、大都市圏等において合同求人面接会を開催

雇用調整助成金

- 雇用調整助成金の活用促進に向けたQ&Aを作成するとともに、活用事例を休業時の賃金等の扱いと併せて事業主に周知
- 青森、岩手、宮城、福島、茨城の5県の災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主について、支給要件の緩和を実施

【要件緩和の内容】

- ・ 事業活動縮小の確認期間の短縮(3か月 → 1か月)
- ・ 生産量等が減少見込みの場合でも申請を可能に
- ・ 計画届の事後提出を可能にするとともに、3月11日まで遡及して助成
- 関係省庁並びに災害救助法適用地域及び計画停電実施地域の事業主団体に対して、雇用調整助成金の活用促進についての周知を依頼
- 震災に係る雇用調整助成金関係の相談件数(3月18日現在)
約3,800件(うち5県の災害救助法適用地域の事業主からの相談件数 約1,000件)

新卒者

- 内定取消しを防止するため、新入社員を当面の間、休業させる場合の雇用調整助成金の適用(「雇用保険被保険者期間6か月以上」要件の適用除外を活用)
- 厚生労働大臣及び文部科学大臣から、以下の内容について主要経済団体等(258団体)に要請
 - ・ 採用内定を出した新卒者を可能な限り入社できるよう、また、予定期日に入社できるよう努力すること
 - ・ 被災地の学生の入社時期やエントリーシートの提出締切等について柔軟に対応すること
 - ・ 震災により採用内定取消しにあった学生の採用に協力すること(求人提出など)
- さらに、民間就職情報サイトへも東北地方の内定取消しにあった学生を積極採用する事業所の特集などを組むこと等について要請
- 全国の新卒応援ハローワーク等に「学生等震災特別相談窓口」等を設置し、採用内定取消しなどを受けた方等への相談や就職支援を実施。

雇用促進住宅

- 雇用促進住宅の活用状況等(3月28日現在(速報値))

	雇用促進住宅利用可能戸数		
	利用可能戸数	確保済戸数	入居決定戸数
岩手県	2,157(220)	367	20
宮城県	783(46)	227	8
福島県	1,463(118)	171	78
3県以外の都道府県	37,058(12,680)	2,271	296
全国計	41,461(13,064)	3,036	402

- (注1) ()内は即時入居可能な戸数。それ以外は入居までに、原則2~3週間程度、移転が必要となる。
- (注2) 他の公的住宅の受入住宅数は、公営住宅等:18,801戸、UR賃貸住宅:2,585戸、国家公務員宿舎等:9,521戸となっている(国土交通省住宅局)。
- (注3) 確保済戸数:市町村災害対策本部等によって確保されている戸数(利用可能戸数には含まれない)



管理事務所で入居手続の説明を受ける被災者



福島から千葉の住宅に避難した家族

- 被災された方々に対する雇用促進住宅の提供の取組
 - ・ 緊急避難の方々に雇用促進住宅を一時入居先として提供できるよう、(独)雇用・能力開発機構に要請。併せて、自治体からの要望に応じ緊急避難場所として活用することを同機構に要請
 - ・ 福島第一原子力発電所周辺の自主避難を含む避難者に対する支援については、その事情を十分考慮して対応するよう同機構に要請
 - ・ 雇用促進住宅の一時入居先としての提供期限について、原則、平成23年9月末日までとしたが、被災者が希望する場合には6か月ごとに最長2年(平成25年3月末日)まで更新可能とした。
- 家賃、敷金は無料。
- 引き続き、被災した地域においては、使用できる住宅の被災者の受入手続きを進めるとともにライフライン等の壊れた住戸についても、修繕等の実施により復旧に努力。

派遣労働者の雇用維持・確保

- 厚生労働大臣名で以下の内容について人材派遣関連団体や主要経済団体に要請(3月28日)
【派遣元事業主の団体】
 - ・ 労働者派遣契約の解除等があった場合でも、派遣労働者の新たな就業場の確保に努めること
 - ・ やむを得ず休業する場合には、雇用調整助成金を活用するなど、休業についての手当の支払いに努めること
【派遣先となる主要経済団体】
 - ・ 現在締結されている労働者派遣契約をできる限り継続すること
 - ・ やむを得ず労働者派遣契約を継続しない場合には、休業等による派遣元事業主の損害の賠償や関連会社への就職のあっせん等派遣労働者の新たな雇用機会の確保に努めること
- 派遣労働に関する労働者、派遣会社・派遣先からの相談には、ハローワークの「震災特別相談窓口」で対応

労働相談への対応

- 地震に伴う休業時の賃金などの取扱いについて、「労働基準法等に関するQ&A」を作成(今後随時更新予定)し、被災地域及び計画停電の対象となる地域の事業主団体に、雇調金の活用と併せて周知
- 被災地域等の労働局及びその管内の労働基準監督署を中心に労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償等に関する労働者や事業主からの相談に的確に対応するため、緊急相談窓口を開設
- 全国のハローワークに「震災特別相談窓口」を設置し、被災者の仕事に関する相談に対応。新卒応援ハローワークでは採用内定取消などを受けた学生・生徒などの相談に対応(学生等震災特別相談窓口の設置)

未払賃金立替払

- 地震の直接的な被害により事業活動が停止した被災地域の中小企業に雇用されていた労働者に係る未払賃金の立替払について、申請に必要な書類の簡略化を行うなど、迅速な処理を実施

労災保険給付

- 労災診療や休業補償の請求が医療機関や事業主の証明がなくても可能とする弾力的な取扱いを実施
 - (1) 労災保険給付請求に関して、事業主証明や療養担当の医師証明なしでも請求可能とした。併せて、業務遂行中に地震による建物の倒壊等により被災した場合には業務災害であることを示した。
 - (2) 労災保険の療養の給付の請求について、任意な様式でも可とした。
- 労災保険給付の請求に関して、被災地では労災認定のための資料が散逸していることが予想されるため、資料がない場合の調査要領を定めて、迅速な労災補償を行うこと等について労働局に指示し、以下の柔軟な取組等を実施
 - (1) 管轄外を含めた全ての労働局又は労働基準監督署で労災診療や休業補償の請求の受付を可能とした。
 - (2) 労災認定のための事務処理について、関係資料を喪失した際に代替資料でも可能とした。
- 震災・津波に遭遇した場合の労災保険の取扱いのQ&Aを作成し、被災者やそのご遺族に、労災保険の考え方をわかりやすく紹介

労働保険料

- 労働保険料の納付期限の延長等
 - ・ 被災地域(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県)における労働保険料の納付期限(7月)等を、申請など特段の手續の必要なく延長
 - ・ 納付期限の延長の対象地域以外の事業主でも、震災により財産に相当な損失を受けた場合には、事業主からの申請に基づいて、個別に労働保険料の納付を猶予

健康確保対策

- 産業保健推進センター、地域産業保健センター等で、事業者、労働者及びその家族等被災された住民に対するメンタルヘルスを含む健康問題について電話での相談を受付
- メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」(<http://kokoro.mhlw.go.jp/>)に被災された労働者やその家族、支援者の方向けの特設ページを設置

中小企業退職金共済制度及び勤労者財産形成持家融資制度の特例措置

- 中小企業退職金制度について、掛金納付期限の延長手続の簡素化、掛金後納による割増金の免除や退職金請求手続の簡素化等を実施
- 勤労者財産形成持家融資を返済中の方に対しては、最長3年間償還元金の返済を猶予（返済猶予期間中は貸付利率を最大1.5%引下げ）する等の特例措置を実施

復旧工事における災害防止対策

- 建設物などの解体、改修工事、がれき処理における対策や応急仮設住宅建設における対策等、災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底を図るよう建設業団体に要請するとともに、粉じん障害防止のため、防じんマスクを配布。